

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年12月25日

【会社名】 株式会社アジアゲートホールディングス

【英訳名】 Asia Gate Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田野 大地

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-7848

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 長谷川 圭司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-7848

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 長谷川 圭司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年12月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、建設事業を祖業とし、リアルエステート事業、リゾート事業、ホテル事業、ヘルスケア事業と、その時代のニーズを捉え、取り込みながら成長してまいりました。この先、より激変する社会において、全てのステークホルダーの皆様へ意外性と驚きを与え続ける多芸多才な企業でありたい、想像力豊かに新しい事業に取り組む企業でありたい、という決意と願いを込めてこの度、「株式会社アジアゲートホールディングス」から新商号「株式会社fantasista」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社アジアゲートホールディングスと称し、英文ではAsia Gate Holdings Co., Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社fantasistaと称し、英文ではFantasista Co., Ltd.と表示する。
<新設>	附則 (商号変更の時期) 第1条 定款第1条(商号)の変更は、2024年1月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、定款第1条の変更の効力発生日の経過後に削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、田野 大地、齋藤 顕次、伏見 泰治、埴原 茂幸、木多 秀夫の5名であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、山本 光一、藤本 一郎、藤谷 彰男の3名であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	732,400	20,126	0	(注)1	可決 97.23
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)5名選任の件					
田野 大地	732,369	20,154	0		可決 97.23
齋藤 顕次	733,240	19,283	0	(注)2	可決 97.34
伏見 泰治	731,489	21,034	0		可決 97.11
埴原 茂幸	732,790	19,733	0		可決 97.28
木多 秀夫	732,260	20,263	0		可決 97.21
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件				(注)2	
山本 光一	733,208	19,318	0		可決 97.34
藤本 一郎	732,463	20,063	0		可決 97.24
藤谷 彰男	732,799	19,727	0		可決 97.28

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。